

台風・地震等に対する非常措置について

台風等によって「京都市」(テレビやラジオにおいては「京都南部」または「京都・亀岡」地域と報道される場合があります。)に気象警報等が発表された場合や、「京都市域のいずれかの行政区」(以下、「京都市域」とします)で震度5弱以上の地震が観測された場合等、災害のおそれがあるときは、次のような非常措置をとります。十分に注意して行動するようにしてください。

記

【1】「特別警報」(大雨, 暴風, 暴風雪, 大雪, 地震)が発表された場合

- (1) 登校前に発表された場合は、「特別警報」が解除されるまで自宅待機とします。
- (2) 「特別警報」が解除された場合は次の措置をとります。
 - ① 午前0時までに解除になった場合 → 第5限目(13時20分)から始業
 - ② 午前0時現在で特別警報発表中の場合 → 臨時休業

【2】「暴風警報」について

- (1) 「京都市」に午前7時現在で「暴風警報」が発表されている場合は自宅待機とします。
- (2) 「暴風警報」が解除された場合は次の①～④の措置をとりますので、テレビ・ラジオ・インターネット等の報道に十分注意してください。
 - ① 午前7時現在で解除された場合 → 通常通りの授業時間帯で実施
 - ② 午前9時現在で解除された場合 → 第3限目(10時50分)から通常の授業
(昼食)以降6限あるいは7限までの授業
 - ③ 午前11時現在で解除された場合 → 第5限目(13時20分)から通常の授業
(昼食は済ませて登校する)以降6限あるいは7限までの授業
 - ④ 午前11時現在で「暴風警報」が発表中の場合 → 臨時休業

【3】「特別警報」・「暴風警報」等に関する補足

- (1) 始業以降に「特別警報」・「暴風警報」が発表された場合には、協議の上、生徒の安全確保のための必要な措置をとります。
- (2) 定期考査実施日に発表された場合の措置
 - ① 定期考査実施日に「特別警報」・「暴風警報」が発表された場合も、上記【1】・【2】に準じた措置をとります。

- ②解除された場合は、上記の区分にしたがってショートホームルームに出席し、考査時間等必要な指示を受けてください。
- ③定期考査実施日が臨時休業となった場合、その日の考査は、考査最終日の翌日に延期します。臨時休業となった日の翌日以降の考査は、予定通りの日程で行います。
- (3)「特別警報」や「暴風警報」ではなく、「大雨警報」や「洪水警報」が発表されている場合でも、大規模かつ長期間にわたる浸水・土砂崩れ・洪水等が予想され、全市規模で「避難指示」が発令されている場合や発令の可能性のある場合には、臨時休業等を決定することがあります。その場合には、ホームページ等でお知らせします。

【4】本校が所在する小学校区に水害による「避難指示」が発令された場合

本校が所在する小学校区(祥栄小学校区および唐橋小学校区)は、桂川、鴨川等の浸水想定区域であるため、「避難指示」の発令対象地域です。**本校が所在する小学校区に「避難指示」が発令された場合には、「暴風警報」が発表された場合(上記【2】)に準じた措置**をとります。

【5】震度5弱以上の地震が発生した場合

学校所在の京都市南区だけでなく、京都市域のいずれかの行政区で震度5弱以上を観測した場合の措置です。

(1)登校前に発生した場合

①**京都市域に震度5弱以上の地震が発生した場合は、次の登校日を臨時休業**とします。

- ・下校後、深夜0時まで発生した場合は翌日を臨時休業に、深夜0時以降、登校までに発生した場合は当日を臨時休業にします。
- ・休業日、休業前日の下校後に発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、ホームページ等により、授業等を実施する旨、お知らせいたします。

②臨時休業とした場合、登校の再開日は、学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校からお知らせいたします。

(2)在校中に発生した場合

直ちに臨時休業としたうえで、余震等の影響を踏まえ、下校の安全が確認できるまでは学校に生徒を留め置くこととし、安全確保のための必要な措置をとります。

【6】非常措置実施時における休業日の部活動や校外での活動等の対応について

- (1)公式戦や発表会等は、主催者の判断に従う。
- (2)部活動の練習や練習試合、校内での活動等は、上記の措置に準ずる。